

○登米市広報紙及びホームページ広告掲載要綱

平成21年 3月17日

告示第53号

改正 平成29年 3月29日告示第76号

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、市の新たな財源の確保と市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とし、広報とめ及び登米市ホームページ（以下「市広報紙等」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広告掲載は、別表に定める広告掲載基準を満たすものとする。

2 前項の規定は、バナー広告からリンク先として指定するホームページの内容についても適用する。

(広告掲載代理店の選定等)

第3条 市長は、市広報紙等への広告掲載を行う事業者（以下「広告掲載代理店」という。）を選定し、広告の掲載枠（以下「広告枠」という。）を売り渡すものとする。

(広告掲載代理店の業務)

第4条 前条に規定する広告掲載代理店は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広告主を募集すること。
- (2) 広告の案の作成、修正等を行うこと。
- (3) 市広報紙等に広告を掲載すること。
- (4) その他市長が指示した業務を行うこと。

(掲載の手続き)

第5条 広告掲載代理店は、広告枠に掲載する広告について、市長の審査を受けるものとする。

2 広告掲載代理店は、前項の審査を受けるときは、市広報紙及びホームページ掲載予定広告承認申請書（様式第1号）に掲載しようとする広告の案を添えて、市長に提出するものとする。

(広告内容の審査)

第6条 市長は、前条の規定による審査の結果を市広報紙及びホームページ広告掲載予定承認・不承認決定通知書（様式第2号）により広告掲載代理店に通知するものとする。

2 広告掲載代理店は、前項の規定により不承認決定の通知があったときは、広告の内容を変更又は修正し、市長が指定した日までに前条第2項に定める書類を提出するものとする。

3 市長が必要と認めるときは、広告掲載代理店に対し広告の内容の修正その他必要な措置を指示することができるものとする。

(広告内容の変更等)

第7条 広告掲載代理店は、市広報紙等に掲載した広告の内容を変更し、又は掲載を中止しようとするときは、市長の承認を受けるものとする。

(広告枠代金の納付)

第8条 広告枠代金は、広告枠の売買契約締結後、市長が定める日までに納付するものとする。

(広告掲載代理店の責務)

第9条 広告掲載代理店は、掲載した広告の内容に関し一切の責任を負うものとする。

(広告の募集)

第10条 広告の募集は、市広報紙等へ掲載し行うことができるものとする。

(広告掲載事業の周知)

第11条 広告掲載事業を広く周知するため、当分の間、広告掲載に当たり次の文言を当該広告媒体の一部に掲載するものとする。

「登米市は自主財源を確保するため、〇〇(媒体)に有料広告を掲載しています。」

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成21年3月17日から施行する。

附 則 (平成29年3月29日告示第76号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

広告掲載基準

原則的基準	掲載する広告は、市広報紙等の本来の目的に支障を生じさせないものであるとともに、市広報紙等の公共性にかんがみ、社会的な信頼性及び公平性を損なわないよう十分に配慮されたものでなければならない。
業種別禁止基準	次に掲げる業種又は事業者の広告掲載は、行ってはならない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業 (2) 風俗営業に類似する業種 (3) 消費者金融業者 (4) ギャンブルに係る業種

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 法令等で規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者 (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う者 (7) 占い、運勢判断に関する業種 (8) 興信所・探偵事務所等 (9) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者 (10) 市の市町村税を滞納している事業者（法人にあってはその代表者を含む。） (11) その他市長が不適切と認める業種又は事業者
個別禁止基準	<ul style="list-style-type: none"> 1 次に掲げる社会的に不適切な広告掲載は、行ってはならない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの (3) 人権侵害、差別、名誉きそん等のおそれのあるもの (4) 政治又は宗教に関するもの (5) 他をひぼうし、中傷又は排斥するもの (6) その他社会的に不適切と認められるもの 2 次に掲げる青少年の保護及び健全育成の観点から不適切な掲載広告は、行ってはならない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 暴力、犯罪等を助長するおそれのあるもの (2) 残酷又はわいせつな印象を与えるもの (3) 水着姿、裸体姿等で広告等の内容に無関係なもの (4) その他青少年の育成に有害であると認められるもの 3 次に掲げる消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から不適切な広告掲載は、行ってはならない。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 虚偽若しくは誇大な内容のもの又は誤認を招くおそれのあるもの 例：「世界一」「一番安い」等（掲載に関しては根拠となる資料を要求する。） (2) 著しく射幸心をあおる表現のもの 例：「今が・これが最後のチャンス（今購入しないと次はないという意味）」等 (3) 内容に係る責任の所在が不明確なもの (4) あたかも市が推奨しているかのような誤解を与えるもの

(5) その他消費者保護のため不適切と認めるもの

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

(あて先)登米市長

(広告掲載代理店)

〒
住所(所在地)
商号又は名称
代表者

TEL/FAX
担当部署・担当者氏名

市広報紙及びホームページ掲載予定広告承認申請書

標記の件について、次のとおり申請します。

■市広報紙 (月号～ 月号 掲載予定広告)

広告主	広告内容
住所 商号又は名称 代表者 連絡先	

■市ホームページ (月～ 月 掲載予定広告)

住所 商号又は名称 代表者 連絡先 U R L	

様式第2号(第6条関係)

第 号
年 月 日

広告掲載代理店 様

登米市長

市広報紙及びホームページ掲載予定広告承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった広報紙等への掲載予定広告について、下記のとおり通知します。

掲載承認の可否	<input type="checkbox"/> 掲載を承認する
	<input type="checkbox"/> 掲載を不承認とする 1 不承認とした広告 (1) _____ (2) _____ 2 不承認とした理由 (1) _____ (2) _____
備考	<input type="checkbox"/> 月 日までに申請書を提出してください。